

平成26年6月24日

総務大臣
新藤義孝殿

日本放送協会
会長 糴井勝人

日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において
衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可申請書

放送及びその受信の進歩発達に寄与するため、一般社団法人デジタル放送推進協会が行う人工衛星による地上デジタルテレビ放送（日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送の終了後も協会の地上テレビ放送が難視聴となる地域において、協会の衛星テレビ放送を視聴しようとする世帯等に対し、受信設備の整備を支援する業務を実施したいので、放送法第20条第10項に基づき、別紙書類を添えて認可申請いたします。

(別紙)

1. 業務の内容

別冊の実施要綱に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。）のうち、地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法（共同受信施設の整備や高性能等アンテナ対策等）が無い場合、一般社団法人デジタル放送推進協会が行う人工衛星による地上デジタルテレビ放送（協会及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）終了後も協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）において、協会の衛星テレビ放送を受信することができるよう、国により提供されたBSデジタル受信機で衛星テレビ放送を受信するために必要な受信設備の整備を行う業務である。

2. 業務を行うことを必要とする理由

本業務は、地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法が無い場合、地デジ難視対策衛星放送の終了に伴って、協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯等に対して、国から提供されたBSデジタル受信機で衛星テレビ放送を受信するために必要な受信設備の整備を行うことによって、協会の衛星テレビ放送の視聴環境を確保し、放送及びその受信の進歩発達に寄与しようとするものであり、これを実施する具体的な理由は次のとおりである。

- ① 地上テレビ放送のデジタル化により生じた新たな難視の暫定的な対策である地デジ難視対策衛星放送が2015年3月に終了するため、協会は、国や民間放送事業者、自治体と協力して、中継局や共同受信施設の設置、高性能等アンテナ対策による難視聴解消を行っている。しかしながら、難視聴となる世帯等が散在しているため共同受信施設等の設置が困難であったり、アンテナの設置場所が遠方となるため設備の維持管理が困難等の理由で、未だに地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な世帯等があり、こう

した世帯等が地デジ難視対策衛星放送の終了後にテレビ放送を全く視聴できないという事態を回避するため、協会の衛星テレビ放送の視聴環境を確保する必要がある。

- ② 地デジ難視対策衛星放送終了後も地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯等に対して、国からBSデジタル受信機を提供する支援があることから、国から提供されたBSデジタル受信機で協会の衛星テレビ放送を受信できるようパラボラアンテナの設置・配線工事等を協会が実施する等、国、民間放送事業者及び協会が全国地上デジタル推進協議会で実施している難視聴対策と連携することが円滑な対策を進めるために有効であり、視聴者の利益にかなうものである。

3. 業務の実施計画の概要

地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法が無いため、地デジ難視対策衛星放送終了後も協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯等は約300と見込まれており、協会の衛星テレビ放送を受信できるよう、別冊の実施要綱に基づき、支援を実施する。

	26年度	27年度
受信可能化世帯等	約300世帯等	(26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

4. 業務の収支の見込み

26年度	27年度
収入：なし 支出：0.5億円	未定 (26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

5. 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

当該年度の収支予算において措置。

6. その他必要な事項

- ① 業務実施の期日は、総務大臣の認可の日以降、平成27年9月30日まで。
申請書の受付は平成27年6月30日までとする。
- ② 受信設備の設置等に係る業務は、事業者を公募し委託することとする。
- ③ 別冊の実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。
- ④ 業務の実施状況については、別途報告する。

(別冊)

日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において
衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の
実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる地域（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「難視聴地区」という。）のうち、地上デジタルテレビ放送を受信するための有効な対策手法（共同受信施設の整備や高性能等アンテナ対策等。以下「恒久対策」という。）が無いため、一般社団法人デジタル放送推進協会が行う人工衛星による地上デジタルテレビ放送（協会及び放送対象地域が関東広域圏である特定地上基幹放送事業者の地上デジタルテレビ放送に限る。）の再放送（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）終了後も協会の地上デジタルテレビ放送が難視聴となる世帯及び事務所（以下「世帯等」という。）において、協会の衛星テレビ放送を受信することができるよう、当該放送を受信するために必要な受信設備の整備を行うことにより協会の衛星テレビ放送の視聴環境を確保することを目的とする。

2. 支援の要件及び内容

ア 要件

- ① 当該世帯等が、難視聴地区にあり、地デジ難視対策衛星放送終了までの恒久対策の実施が困難であること。
- ② 当該世帯等において協会との放送受信契約が締結されていること。
- ③ 国からBSデジタル受信機を提供する支援の対象である場合は、それを利用していること。

イ 内容

協会の衛星テレビ放送を受信するために必要なパラボラアンテナの設置及び配線工事等は無償で実施する。

3. 申請手続き

協会への申請手続きは以下の要領で行うものとする。

- ① 協会の支援を受けようとする者は、別に定める所定の申請書と恒久対策が困難である申告書等を協会に提出する。
- ② 協会は、申請書と必要書類等により審査を実施し、支援の要件を満たしていれば、申請者の申請内容に沿って、受信設備を整備する。

4. 実施時期

総務大臣認可の日以降、平成27年9月30日まで。申請書の受付は平成27年6月30日までとする。